

令和元年10月1日から

3歳から就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

(I) **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から就学前までの
全ての子供たちの利用料が無償化されます。**

① 無償化の期間は、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学前までの3年間
です。

(注) 幼稚園と認定こども園の1号認定については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

② 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たち
については、副食(おかず等)の費用が免除されます。

(注) 免除対象の方には、別途通知致します。

③ 保育施設(2号・3号認定)の延長保育料については、これまでどおり保護者の負担に
なります。幼稚園の預かり保育については裏面をご覧ください。

(II) **0歳から2歳(満3歳になった後の最初の3月31日)までの子供たちにつ
いては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

(III) 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育施設、企業主導
型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

○ **就学前の障害児の発達支援を行う施設等を利用する子供たちについても、
3歳から就学前までの利用料が無償化されます。**

(2) 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

(注2)満3歳になった日から最初の3月31日までの間の子供達は、市町村民税非課税世帯のみが対象となり、月額1.63万円が上限になります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

(注)利用日数に応じて月額の上限額は変動します。無償化対象額は450円×利用日数と月額上限額のどちらか少ない金額となります。

(3) 認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

【利用料】

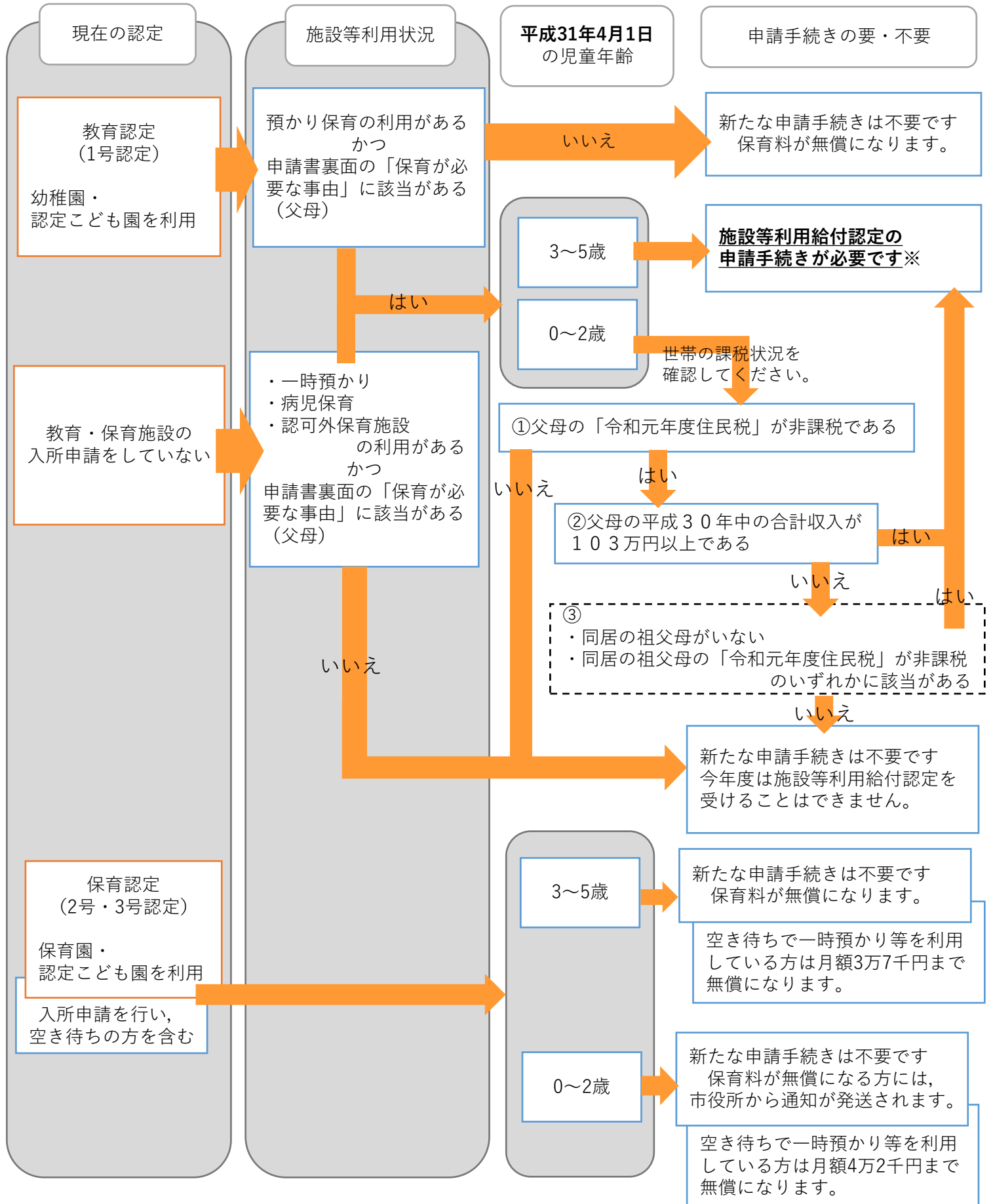
- **3歳から就学前までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、相互支援サービス**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準をみたすことが必要です。



※ 申請手続きによって無償化の対象となる料金

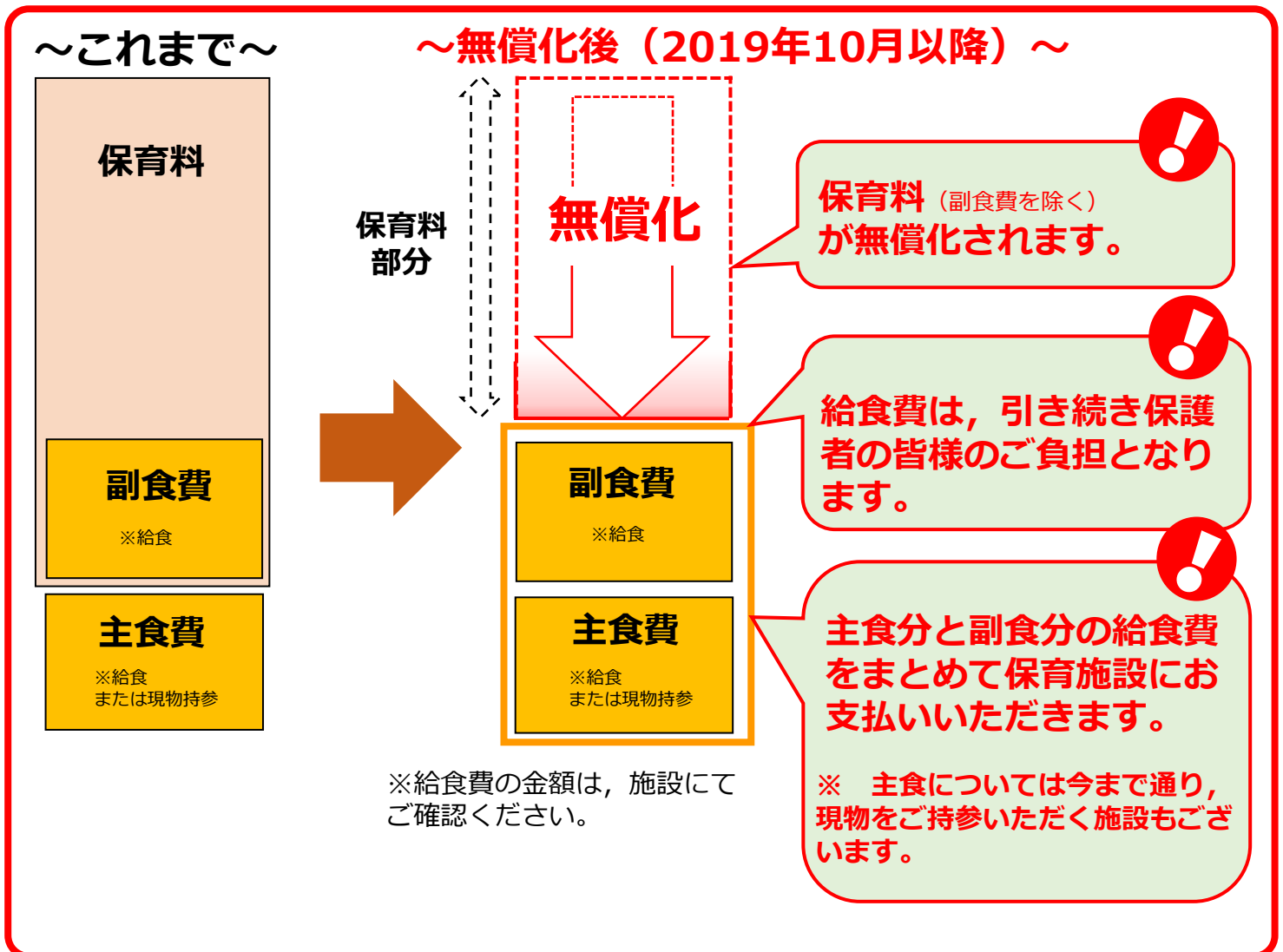
【教育認定】を受けている方…預かり保育料の一部又は全部が無償となります。別紙1(2)をご覧ください。

【教育・保育施設の入所申請をしていない】方…認可外保育施設等の料金の一部又は全部が無償となります。

別紙1(3)をご覧ください。

給食費について（2号認定の保護者の皆様）

- 現在、2号認定児童の給食費は、**主食（お米など）分**については直接施設にお支払い又は現物をご持参いただき、**副食（おかず）分**については保育料の一部として、保育所にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、**給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、引き続き給食費をご負担いただきます。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず等）の費用が免除されます。

※ 年収360万円未満相当とは、

ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯：父母の市町村民税所得割額が77,101円未満

その他の世帯：父母の市町村民税所得割額が57,700円未満

（令和元年10月～令和2年3月の副食費は令和元年度の市町村民税額を確認します）の世帯です。

※ 免除対象の方には別途通知致します。